

知候以上

八月

〔三朝逸事〕江戸諸物騰貴ニ付、御沙汰可有之候次第、新井氏石御老中迄被書出候書面之寫

風俗によりて諸物之價高く成候條々略○中

一 駕籠昇并二丁立船之事

二三年前迄は、駕籠之數三千程も有之候歟、然ば駕籠之者は六千人、其妻子をかぞへ入候は、壹万には餘るべく候、其後駕籠之數を減られ候得共、いまだ男女三四千人には可及候略○中

巳 二月正徳 十七日

〔昔昔物語〕一むかしは、小身二百石、三百石位の衆の奥方、母義息女、遠方は不及申、近所へも歩行にて行事なし、皆乗物なり、乗物昇の人足等にかゝる事、決してなし、手前の中に脇差さ、せ、人少之時は、親類中よりかり、萬一夫にても不足の時、は、町人足一人交て昇す、

〔おかげまうでの日記〕竹輿昇とて、世にいやしきむくつけ男の、旅ゆく人にすゝめて、竹輿をかき來て、その道の程にはかりさだめて、價の錢を取りて、乗せゆく事を世渡りとする者あり、その常の事なり、此度は足いたみくるしとて、すがくしくもえゆきやらぬぬけ參りの足よわ人、わらはべ、おい人などを、施行竹輿とて、あたひの錢とらでのする者もあまたあり、

〔新吉原町定書〕一吉原町駕籠之義は、御尋者之節、調べ手筋にも相成候間、是迄定有之候、入口之者も、駕籠昇候者へ手輕き木札渡置、無札のもの、駕籠昇せ申間敷候、尤駕籠昇人数、相極候には不及、手狭に不成様いたし、札錢など取立申間敷、其外諸事、前々證文之通、無謂過分之賃錢取申間敷、旨彌相守、且又吉原町出火之節は、入口之者、右札持候者を召連、早速懸付、飛火消防可致事略○中

寛政七卯年十二月